

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(60)」

2. 日時：令和2年12月22日（火）10時20分～13時10分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与

九州電力株式会社：土木建築本部長 他9名

（テレビ会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※非公開情報が含まれていたため、1:35:48間は文字起こししていません。

6. 提出資料

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 地盤（敷地の地質・地質構造）について（参考資料）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（参考資料）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料乾式貯蔵施設について（補足説明資料）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料乾式貯蔵施設について（補足説明資料2）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（補足説明資料）

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	規制庁クマガエです。
0:00:07	それでは、玄海原子力発電所 34 号炉の
0:00:11	兼用キャスク、
0:00:14	に関するヒアリングを始めたいと思います。
0:00:18	それでは最初にその資料構成と資料のですね、
0:00:22	種類の確認からお願いいたします。
0:00:26	はい、九州電力のカワチです。よろしくお願いいたします。
0:00:30	資料はすべて五つ用意してございまして、Ts-014 から 018 までの資料になっております。
0:00:40	014 が 1、ANSI関係の地盤の参考資料。
0:00:46	015 が基礎地盤及び周辺斜面の参考資料。
0:00:51	01-601 の中、乾式貯蔵施設に関する補足説明資料、
0:00:58	018 が基礎地盤及び周辺斜面の安定性に関わる補足説明資料となっております。
0:01:06	成長クマガエです。はい、その載っておりますありがとうございます。それでは
0:01:11	それぞれの資料について今回審査会合とかですね、これまでの審査を踏まえていろいろと
0:01:17	反映していただいていると思うんですけども、そこら辺の
0:01:21	審査を踏まえて反映したようなところを重点的にですね、ここについてはどういうふうにしてましての、
0:01:26	簡単に説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。
0:01:31	はい。KC連絡のカワチです。それでは順番に説明いたします。
0:01:35	まず地盤関係の参考資料Ts014 につきまして、
0:01:42	参照お願いいたします。
0:01:44	こちらの審議を踏まえまして、
0:01:47	評価分担を
0:01:49	文章。
0:01:50	ておりますけれども、6-(3)-7-3 の 6 ページをお願いいたします。
0:01:58	対象施設におけます、
0:02:01	f1-1 断層が新たに認定しておりますので、敷地内で確認された断層本数として 162 条ということで、1 条追加した対応しております。
0:02:16	続きまして、
0:02:19	審議内容踏まえまして
0:02:22	7-ス 6-(3)-7-3 の 13 ページの方をお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	13 ページ、10、
0:02:31	14 ページの方に
0:02:35	審議を踏まえて文章を追加しているんですけれども、四角で囲んでるちょっと、
0:02:43	これは
0:02:45	特に今回の
0:02:48	評価の拡充関係でちょっと確認。
0:02:51	重複しましたので、ちょっと特重関係の
0:02:56	スタンスに関わる記載をこちらに入れておりますけれども、その下にですね、
0:03:05	今回の対象施設設置位置にいるとする可能性がある断層としては、3 に分類 MISF161 断層があると。
0:03:14	いう記載を追加しまして、この 161 断層は敷地南東部に分布し、破碎幅は小さく、連続性に乏しい小規模な断層であるということで、断層の話を、
0:03:28	見えてます。
0:03:29	活動性評価につきましては、
0:03:33	7 号、3 ページに書いておりまして、
0:03:41	下から 2 パラグラフ目になりますけれども、
0:03:45	F1、3 タイプ 3 の
0:03:49	代表団制になりますので、こちら、
0:03:52	向こうに代表断層として活動性はない。
0:03:55	ということで記載して、
0:03:59	また続きまして、ちょっと軽微な適正化になりますけれども、
0:04:05	7006－(3)－7－3 の 15 ページ。
0:04:10	ですが、
0:04:12	ちょっと組織、
0:04:15	組織っていうか役職等が変わって第 1 所長が廃止措置施設長になっております。ちょっと文言を修正しております。
0:04:26	また、図面の方に、
0:04:30	いますけれども、
0:04:32	敷地内地区調査位置図ということで調査位置図を 2 分割しておりまして、
0:04:40	6－3－7－3 の 17 ページの方が、今回対象施設入
0:04:46	のもの、
0:04:48	(2)の方が、種全部白で発覚してますけれども、60mmのものになります。
0:04:56	また、
0:04:58	続きまして、7－3 の 19 ページ、こちらがですね、F161 断層を追加した図面として更新しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	同じく7-3の20ページにつきましても、F1劇団滑りのものということで、
0:05:16	図面のほうを更新しております。
0:05:19	Ts014の資料につきましては以上になります。
0:05:24	続きまして、Yes吊具ちごの
0:05:28	人地盤及び周辺斜面の安定性に係る参考資料の方をお願いいたします。
0:05:35	こちらを大きな変更点としまして
0:05:40	断面におきまして、評価対象断面を
0:05:46	POSからXS断面からXSC断面ということで施設中央の方にIPした断面で評価しておりますので、その部分を
0:06:01	新規で更新してます。またこのExcessC断面はXた面は
0:06:08	F161断層、認定しました三つの断層も入れた評価というふうになっております。
0:06:15	ケンジめぐりまして66の(3)の7-6-1ページ、こちらXSC
0:06:23	Excessし'断面ということで、
0:06:26	落ちてます。
0:06:29	また、6-(3)-7-6の2ページ、こちらはちょっと軽微な修正ですけど
0:06:37	地下水の話で、回析を地下水は地表面、
0:06:42	位置に設定するというでちょっと1という文字を入れてます。
0:06:47	6-(3)-7-6の3ページ、こちらからX静止断面の滑り安全率が
0:06:56	滑り安全率として防止。
0:07:00	数値を推進してまして、また
0:07:04	ここの(3)の7-6の4ページにつきまして、基礎底面の傾斜最大傾斜、
0:07:12	一/四百更新してるのと、地殻変動の対応につきましても、今5-1ということで、
0:07:21	評価断面があったことによりちょっと更新してるものでございます。
0:07:26	また
0:07:28	括弧3の7-6の6ページ、こちらにつきましては、
0:07:35	周辺斜面の評価。
0:07:38	わかるところでございますけれども、
0:07:44	7-6-8-1図を追加しまして、斜面の理事1から50メートルの範囲及び斜面高さ1.4倍の範囲にかからないということで
0:07:56	新規でまして、審議もしていただきました斜面1から3、
0:08:01	につきまして採掘が十分な離隔があるということで、
0:08:07	図面を新たにつけております。
0:08:11	途中

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:16	滑り安全率の表だとか、図面等を示してはありますが、
0:08:21	これらも修正はですね
0:08:24	愛称名XSだめからExcessしだめに入ったことによる、
0:08:29	図面の更新を
0:08:32	行っております。
0:08:34	PS-015の説明は以上になります。
0:08:40	イトウTs016017、
0:08:46	ございますけれども、こちらが9月、
0:08:49	今年度の9月4日に申請しております。
0:08:54	申請書につきまして、
0:08:57	抜粋した資料になっております。
0:09:01	GSちょっとこちらご紹介程度になりますけど、
0:09:06	PS016の
0:09:08	行ってしまっは、
0:09:11	1-12、原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針と、4.1燃料取扱及び貯蔵設備に関わることを、
0:09:22	抜粋しておりますが、
0:09:26	例えば
0:09:27	8-(3)-1の48ページ。
0:09:31	をお願い。
0:09:33	します。
0:09:36	Fめくって2枚目ほどになるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては三
0:09:43	第三条関係の設計方針について記載しているところでございます。
0:09:49	また、8の(3)の4の10ページ。
0:09:54	ちょっと
0:09:55	後ろのほうになりますけれども、
0:09:58	こちらの(14)の方に
0:10:02	発表済み燃料乾式貯蔵施設に関わる
0:10:06	別のございまして、下から2パラグラフ含めですね、こちらに
0:10:13	種乾式貯蔵容器は、
0:10:23	使用済み乾式貯蔵容器と貯蔵架台を固定装置で固定し、貯蔵架台基礎ボルトで基礎に固定するというので、
0:10:30	ヒアリングではなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:33	固定するっていう表現の話もちょっとありましたのでちょっとこちら参考としてD S016 がつけております。
0:10:41	また続きましてGPS017の方をお願いいたします。
0:10:47	こちらが4月4日付の
0:10:52	本文関係をちょっと本文の後、
0:10:56	抜粋しておりますけれども、
0:10:59	こちら、1ページ目2ページ目に
0:11:04	Hに関わる
0:11:06	評価文章。
0:11:08	を記載しております。
0:11:13	Yes017の1ページ目。
0:11:17	ですけれども、
0:11:22	1ページ目の下から2パラグラフ目をちょっと読みますと、
0:11:26	PPの発生によって生じる恐れがある。
0:11:29	べき論の喪失に起因する
0:11:32	放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設及び兼用キャスクである使用済み乾式貯蔵容器は、
0:11:40	共用で負けないで検討による地震力が作用した場合においても接着に対する
0:11:47	十分な支持力を有する地盤に設置すると。
0:11:50	ページ目の
0:11:53	上の、
0:11:54	パラグラフのところですけど、愛知重要施設及び使用済み乾式貯蔵容器以外の設計基準対象施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、
0:12:09	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するというので、
0:12:14	offの方に4月実行の申請書ですね
0:12:19	的地震力の話が前回の審査会合でございましたけれども、こちらに記載していると。
0:12:25	いう状況でございます。
0:12:29	続きましてちょっと最後の資料になりますけど、英語
0:12:34	PS018の
0:12:36	資料でございますが、
0:12:39	こちらにつきましては基礎地盤及び周辺斜面の安定性の補足説明資料ということで、
0:12:47	7.6.1と7.6.2。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:51	を達成しておりますが、
0:12:54	もともとの
0:12:56	審議を踏まえたTs015の周辺斜面、基礎地盤及び周辺斜面の安定性につきまして
0:13:03	こちらに示す018の記載を、
0:13:06	読み込む内容になっておりますので、粹として、こちら資料の方、
0:13:12	映しております。
0:13:16	以上でご説明の方を終わらせていただきます。
0:13:25	規制庁クマガエです。はい。ご説明ありがとうございました。
0:13:29	ではちょっと、
0:13:32	最初の地盤の
0:13:36	Ts014のところから、
0:13:39	確認をさせていただきたいと思います。
0:13:47	DS014で今回
0:13:52	f-161断層が、
0:13:55	新しく認定されたということで、
0:13:58	この記載を追加していただいたと。
0:14:01	ということなんですけれども、あとですね、
0:14:05	これ
0:14:06	資料構成として、
0:14:09	7.31熱湯1ページのところでは7.3.4のところ、敷地の地質地質構造というふうにしていて、
0:14:18	9ページのところでは、
0:14:21	発電用原子炉施設、
0:14:23	設置位置付近の地質地質構造及び
0:14:27	地盤と、
0:14:28	いうふうにされてるんですが、これ関係としては、
0:14:34	7.3.4の
0:14:37	敷地の地質地質構造、
0:14:40	別途整理した上で、
0:14:44	7.3.5で、
0:14:46	発電用原子炉設置位置付近の
0:14:50	地質地質構造及び地盤について整理をされてるってことなんです、発電用原子炉施設設置位置付近のところに、
0:14:57	今回は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	使用済み燃料乾式貯蔵施設についての
0:15:03	地質の内容についても、
0:15:05	入れ込んでいるってような関係になってるんでしょ、この敷地の。
0:15:12	敷地とこの発電用原子炉設置。
0:15:15	施設設置位置付近というのは支出の関係ってというのはどういうふうに整理されるのかご説明いただきます。
0:15:25	九州電力のカワチです。
0:15:29	今おっしゃられたところはですねちょっと非常に悩んだ。
0:15:33	ところでございますけれども、
0:15:39	7-3-12 ページ。
0:15:43	にP断層というパラグラフがございまして、こちらの下にですね
0:15:51	敷地内断層等評価対象施設との位置関係を
0:15:56	第 7-3 の 5-16 図に示すという、ちょっと
0:16:02	ことで記載をしております、
0:16:08	今回の対象施設
0:16:12	発電研修設置付近からちょっと離れるんですけれども、
0:16:18	敷地内音の位置関係図をちょっとこちらで読み込んでおりますので、その図面、
0:16:26	次が一番最後のページ、7-3 の 20 ページにつけておるんですけれども、こちらがちょっと解説という
0:16:34	意味合いも含めまして、
0:16:37	最後の
0:16:38	ところに、今回の対象施設の
0:16:42	ある断層の記載を追加し、
0:16:46	してるところでございます。
0:16:53	規制庁クマガエです。
0:16:56	をしますと、
0:16:58	この評価対象施設っていうのは、
0:17:02	具体的には、
0:17:04	どういったものになるとこの発電用原子炉、
0:17:07	施設、
0:17:10	位置付近の
0:17:12	中の評価対象施設っていうのは何か。
0:17:15	整理されてるんでしょうか。どういったものが当てはまるのかという。
0:17:22	はい。来ジェネリックのカワチですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:26	この資料の 7-3 の 5-16 図、一番最後のページを
0:17:31	見ていただきたいんですけども、ちょっと図面上で表すようにしております、こちらの例ですね、こちらの凡例に
0:17:43	緑黄色、
0:17:45	着色してますけれども、
0:17:48	ちょっと
0:17:50	図面上、左半分隠してますけれども、
0:17:54	青勝手EB施設、黄色がSA施設、緑が今回の対象施設ということで、
0:18:01	こちらがそれぞれの評価執行敷地全体での評価体制下ちょっと表しております、
0:18:12	こちらの凡例で
0:18:15	追設として、
0:18:17	ということになります。
0:18:22	規制庁クマガエです。この膝評価対象施設でもこの図面上の凡例でしかわからないということなんですけど記載の
0:18:30	文章としては記載されていないんです。
0:18:35	はい。来
0:18:38	図面でわかる図面で負荷はかからないという方向性でございます。
0:18:49	規制庁サグチですけども、ちょっと教えていただきたいんですけど、関連してなんですけれども、今の
0:18:55	クマガエカラー確認と同じなんですけど、地盤のところ、7.3. 5 の発電用原子炉設置位置、
0:19:06	付近、
0:19:07	というのと、
0:19:09	DS
0:19:11	15
0:19:13	を基礎地盤とかの方なんですけど、これめくっていただいて最初の 7.6、これ原子炉格納容器原子炉周辺建屋等、
0:19:22	いう形になってるんですけど、この関係とちょっと教えていただけますでしょうか。
0:19:30	はい。九州のカワチです。
0:19:34	7.3. 5、LPCS014 の資料構成につきましては大くりのまっ場所。
0:19:45	所を制してまして、
0:19:48	7、
0:19:49	F0147.3. 4 の方がイトウ敷地全体の断層であるとか、活動性的話で 7.3. 5 が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:01	主に発電用原子炉設置位置付近を対象に
0:20:05	資料構成してありますが、
0:20:08	Yes015 の資料につきましては、設備対象施設単位で資料、
0:20:16	補正しているということで、若干
0:20:23	センターの位置でやってる地盤等対処施設ごとに評価をまとめている。
0:20:30	地盤ということで、ちょっと構成が異なる。
0:20:35	異なる状況。
0:20:38	はい、規制庁サグチですので、ちょっと今のご説明だとそうすると、なんか地盤実質敷地内の方は 7.3. 5 っていうのは何もこれ発電用。
0:20:50	原子炉施設とかっていう文言で出てこなくてもいいような、今のご説明だと感じたんですけど。
0:20:57	その辺りと思うんですかね。
0:20:59	とか例えば発電用原子炉施設。
0:21:05	設置位置はよくわからないけど、何か等等とかで、
0:21:10	これこれこれを見ちゃうと、
0:21:13	発電用原子炉、
0:21:16	もう設置位置付近に限ったことだけしか今言っていないように見えるんですけども実は中身については今回のキャスクのところの、
0:21:27	事実についても言われているっていうところで、
0:21:30	ちょっとその辺りがわかりづらいんですけど。
0:21:39	おっしゃる通り、ちょっと今まざってきてるかと思imasuのでちょっと記載につきましては、検討したいと思います。
0:22:28	規制庁クマガエです。
0:22:29	ちょっとまだ、
0:22:31	違う観点のところなんですけれども、
0:22:35	今回 7 点。
0:22:37	14、7.06 括弧 3 の 7 の 34 のところで、
0:22:42	F161 断層タイプ 3 の F161 断層であるっていうことで、
0:22:48	断層認定されてると記載されているんですけども。
0:22:52	この記載ぶりっていうのは、
0:22:54	例えば
0:22:59	前のページの
0:23:01	6(3)の 7-3-12 とか 7 の 3-13 とかだと、それぞれ、
0:23:08	例えば、
0:23:11	どこどこで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	確認された何々断層は、
0:23:17	云々かんぬんであったりとかっていうふうに記載があったりするんですけども、例えばその3号炉4号炉の試掘坑で確認されたとか、
0:23:27	あとは、
0:23:29	どこのボーリングもやってもらう。
0:23:32	ボーリング調査による、
0:23:36	とかっていうの記載もあったりするんですが、ここは何かそういった記載ぶりとはちょっと違うようなんですけども、何かこれは、
0:23:43	整理の仕方が違ったりするんでしょうか。
0:23:49	九州電力のカワチです。
0:23:54	1棟につきまして敷地南東部に分布してありますとか、ちょっと
0:24:01	短いんですけど、記載している、ちょっと
0:24:05	状況でございます。
0:24:08	ちょっと網掛け
0:24:12	今回白でしてるんですけど、
0:24:15	補助関係でもですね同様の記載にしておりますので、今回ちょっと
0:24:23	同じ
0:24:25	括りで、
0:24:27	させていただいていること。
0:24:30	試掘坑で確認された断層につきましては、
0:24:35	そして確認された場所とかですね、
0:24:39	につきましてはちょっとより細かく記載しているという状況でございます。
0:24:52	はい、規制庁クマガエです。
0:24:55	あとそれとこの一番最後のところでF161断層は、その敷地南東部に分布し、破碎幅が小さく、連続性に乏しい。
0:25:04	小規模な断層であるという記載なんですけど。
0:25:07	この
0:25:08	破碎幅は小さく連続浸透し、小規模な断層である。
0:25:14	記載されてるんですけども。
0:25:16	これって
0:25:17	会合とかでの説明の内容と、記載ぶり同じなんですたっけ。
0:25:22	ちょっと
0:25:26	例えば
0:25:31	例えばtypetypeさんであればタイプ3のF。
0:25:36	13断層とかと比べてどう、どうだこうだとかっていう話も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	会合ではあったかと思うんですけど、そこら辺の整理はどうされてるんでしょうか。
0:25:47	九州電力のPARです。
0:25:49	こちら 7-34 ページへ行きました。あくまで単層の御説明。
0:25:56	をしております、それは上のほうの試掘坑ですと、特異隔離された断層につきましても、活動性、
0:26:06	説明しておらず、断層
0:26:09	の性状についてご説明しております。
0:26:12	それで活動性につきましては、
0:26:16	7-3 の
0:26:19	6 ページ 7 ページ、こちら
0:26:23	まとめて、代表断層の話をしておりまして、赤のパイプごとに、
0:26:29	ナイトウ断層、それなので、ですけど、
0:26:33	活動性は、
0:26:34	それぞれの本件によりましてないということで代表断層の評価、評価を詳しく書く
0:26:43	それ以外の
0:26:46	小規模な断層につきました
0:26:49	先ほどの 7-3-12 から 14 ページ、こちらで断層の評価、
0:26:55	御説明してという状況でございます。
0:27:05	規制庁クマガエですと、断層の評価自体は、その敷地内の
0:27:09	断層の敷地内の
0:27:12	記載ぶりの整理、7 点。
0:27:15	3.4 のところで記載されていて、
0:27:19	細かい
0:27:21	施設付近のところについては、7.3 の方のところで、その断層がどのタイプに当たるのかというところまでの整理をされてるといような、
0:27:29	考え方でしょうか。
0:27:32	はい。整理でございます。
0:28:04	規制庁サグチです。もっかいすいません同じところで、
0:28:08	ちょっと再度確認なんですけど、私
0:28:11	これ
0:28:13	理解が正しいのかなっていうのでちょっとお聞きしたんですけど先ほどの 7.3.5 っていうのは、
0:28:19	所自体が設置位置付近って書かれているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	これは基本的に書かれている断層っていうのは、三条対象になりうる。
0:28:30	断層が書かれているという理解でよろしいですか。最初、最初の部分というのは、四条対象も含めて敷地内すべての断層について書かれているとそんな整理をされているという
0:28:44	理解でよろしいでしょうか。
0:28:46	九州電力の柿木です。はい。そのような整理でございます。
0:28:52	はい、規制庁サグチです。わかりました。ありがとうございました。
0:30:21	規制庁クマガエです。私ちょっと
0:30:23	図の細かい確認なんですけども、今回、
0:30:28	実数調査位置図とかをいろいろつけていただいているんですけども、これは変更があった図面とか追加された図面だけが今回新しく追加されてるということでよろしいでしょうか。もしそうであればちょっと
0:30:40	例えば 7.3. 4.1 の
0:30:43	図とかでは何が追加されてるのかっていうのを教えていただけますか。
0:30:50	九州電力のカワチです。はい。今回おつけしてるものは
0:30:58	踏まえて変更。
0:31:01	下の図面関係をつけております。
0:31:05	7.3. 4.1 図につきましては
0:31:10	もともとつけてたんですけどもちょっと
0:31:15	使ったんで 2 分割に。
0:31:18	しましたので、ちょっとタイトルを変えたということでございますので、括弧 2 を追加した理由につきましては
0:31:27	特需位置がわかるものをもうちょっと付ける必要がありましたので、特重液位入野入れ図面につきましては(2)のほうにつけてまして、
0:31:37	今回の対象施設を含めたもの、(1)でございますけれども図面としては変更しておりませんでした。
0:31:50	買い取るって言ってます。
0:31:52	(1)(2)ってももとは 7.3. 4.1 図だったんですけど、それを二つに分けたということで変更。
0:32:01	しております。
0:32:14	規制庁クマガエです。はい、確認できました。
0:32:18	そのうちの後ろには 7.3 の 4.4 とか 7.3. 5. 16 っていうのは、ご説明ありました通り F161 断層が追加されただけということで、それ以外は特に変更ないでしょうか。
0:32:32	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:33	断層を追加したという修正でございます。こっちでございます。
0:32:40	規制庁クマガエです。はい、ありがとうございます。
0:37:18	この規制庁ナイトウですけれども、ちょっと確認なんですけれども、
0:37:28	そのSCを
0:37:30	本
0:37:33	兼用キャスク、
0:37:38	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するっていう話の関係なんだけれども、
0:37:46	尾根法本文で本文じゃねえや。
0:37:54	Ts017
0:37:58	って言っているのは、
0:38:00	2ページにあるように、2棟。
0:38:05	使用済み燃料乾式貯蔵
0:38:10	容器以外の設計、
0:38:13	設計基準対象施設については、
0:38:16	国Crossに応じ算定式で最初に設置させる実施事項有する地盤に設置しているんで、
0:38:27	等、
0:38:32	設計基準対象施設については、静荷重、静的荷重については、クラスに応じた
0:38:40	という形になっている。
0:38:45	ですよ。
0:38:48	それはそれでいいんですよ。
0:38:50	はい、そうです。
0:38:52	そうするとね、
0:39:03	ください。
0:39:04	建屋ってクラスは何なの。
0:39:10	乾式
0:39:12	なんだ。
0:39:14	面識名称が出てこないけど、変わんCT
0:39:22	使用済み燃料、
0:39:24	乾式貯蔵施設、
0:39:27	うちの
0:39:29	使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
0:39:34	は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:37	耐震、
0:39:40	分類上耐震重要分類上のクラスは何なんですかね。
0:40:09	九州電力ヤギでございます。
0:40:13	POにつきましては、まず認識過程については、
0:40:18	条文の立て付けとして、耐震重要施設及び
0:40:24	兼用キャスク施設というふう
0:40:28	耐震重要施設を切り離した4代わつに変わった設計になりますんで、いますと、耐震重要度分類というものでございます。
0:40:38	すいません規制庁ナイトウですけど、音声途切れ途切れになってるので、もうちょっとゆっくりちゃんと説明してもらえませんか。
0:40:47	ヤギでございます。
0:40:50	音声、よろしいでしょうか。
0:40:59	ANSI来
0:41:00	キャスク建屋につきましては、
0:41:04	設置許可基準を可決計上耐震重要施設及び兼用キャスクという記載になってございまして、
0:41:13	兼用キャスクにつきまして、施設につきましては、別記4に基づいた設計をすることとなっております。
0:41:23	別記に行きますと、耐震重要度分類というものの自体がございませんので、まず耐震重要度分類としては、建屋も含めてないということで考えてございます。
0:41:36	ただし、乾式建屋のうち、もともとDBとしての機能を持っている遮へい器に該当するところにつきましては、Cクラスであると考えてございます。
0:41:52	以上でございます。
0:41:58	規制庁ナイトウですけども、
0:42:01	ITね。
0:42:07	そうすると、乾式貯蔵建屋、
0:42:11	使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
0:42:15	の
0:42:19	提案の基礎部分っていうか底面の部分はノンクラスでいいですか。
0:42:27	今の説明だとそういうふうに言っている。
0:42:30	それでいい。
0:42:32	これ見ると、はい。
0:42:34	耐震重要分類という意味では、Non
0:42:37	クラス、
0:42:39	になるかと考える。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:47	規制庁ナイトウですけれども、そうするとね、
0:42:53	今のね、
0:42:57	東京スーパーの指示のところについては、基準別記-4 のところで、
0:43:29	えっとね、別記-4 の三条 1 項で、
0:43:34	設計基準対処し、十分収束できると兼用キャスク貯蔵施設について自重その他の貯蔵時に想定される荷重に加え、4 条第 2 項に規定する規定により算定する地震力。
0:43:50	括弧を兼用キャスクナット基準地震の地震力を含む括弧閉じが作用した場合においても時接地圧 2 に対する十分な支持力を有する設計。
0:44:01	と言っていて、
0:44:02	Dこの 4 条 2 項の規定のところについては、別記 4 の 4 条の
0:44:09	ところで、
0:44:10	4 条 1 項に効果。
0:44:17	地震力の算定については 4 条 4 項第 2 号の規定 C クラスに属する施設に適用されるものに限るを準用することとなっていて、
0:44:30	C クラスの静的地震力に、
0:44:35	かかっても、
0:44:37	接地圧に対して十分な支持力を有する設計であるっていうのが基準上かかっているんですよ。
0:44:44	起こっているんだけど、建屋自体がノンクラスですというふうに言われてしまうと、
0:44:52	Ts
0:44:53	015 の
0:44:59	7、Fa6 括弧 3-7-6-30
0:45:05	E とここは評価内容となっていて(2) のところで支持力単独支持力の評価方法は 761E 設計基準施設のうち耐震重要施設等の基礎地盤の安定性評価と同じである。
0:45:19	と言っていて、
0:45:21	ここで耐震、
0:45:23	重要施設の基礎地盤の安定性評価と同じであると言っている 761
0:45:28	に行くと。
0:45:33	761 に行くと。
0:45:36	Ts018-6 の 7-6-1 ページのところに設計方針書いたんだけど、
0:45:43	設計基準対処施設のうち、耐震設計上の 10 重要度分類 S クラスの機器系統及びそれを支持する建てようものた構築物、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	ご設置される地盤について、基準地震動による地震力に対して十分な安定性層を持つことの評価を行う。
0:46:03	となっていて、
0:46:05	予想
0:46:06	等、
0:46:09	Cクラスの静的地震力による支持力って、ここですぽっと抜けていっちゃってるんだけど、
0:46:18	これは確認をするという形の
0:46:21	ものが、
0:46:22	どこで見れるんですか。
0:46:34	九州電力ヤギでございます。今ナイトウさんがおっしゃった通りの今記載になってございまして、
0:46:44	先ほどの所のたてつけで言いますと、Cクラス、
0:46:49	Bの地震力を使って、
0:46:53	評価設計しなさいという文章になってございます。
0:46:57	従いまして、地震力としてはCクラスのものを使って設計してございますが、今の許可の記載上は、Cクラスじゃないものに対して、Cクラスの地震力を使って評価するという記載まではちょっと書き足りてないところも、
0:47:14	確かにございましてそこにつきましては、
0:47:17	記載を経過させていただければ、
0:47:20	あんまりとございます。
0:48:29	規制庁のカイダです。
0:48:32	今のお話に関連するのかどうかなんですけど。
0:48:36	16の資料の
0:48:41	8の(3)1の84ページに表がありまして、
0:48:55	クラスベース地す施設主要設備の一番下の方に、
0:49:00	使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
0:49:04	Cと書いてあって注書きがありますけど、
0:49:08	その
0:49:10	間接支持構造物として、
0:49:13	まず使用済み燃料化施設と補助建屋、
0:49:17	2SCCつまり
0:49:19	Cクラスの静的地震力を適用しても
0:49:23	つまり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:25	壁の部分が先ほどCだということでこの注8が書いてあるかと思うんですけど。
0:49:32	その間接支持なので、
0:49:35	してるので、Cクラスを
0:49:40	使ってますというふうな、
0:49:43	そういうふうにもこの表を見る限り、
0:49:47	4m後ろの次のページで少し注書きがあって、注8だと。
0:49:54	イトウ遮へい機能を期待するものに限ってCということで、
0:49:59	その下にちょっと準じた設計とするということもあるんですけど。
0:50:08	ここ、この表見ると、ちょっと先ほどのちょっと御説明をもうちょっと
0:50:15	噛み砕いてというか
0:50:17	認識間違ってたら申し訳ないんですけども、
0:50:21	ご説明いただいてよろしいでしょうか。つまりここでこの使用済み乾式燃料、
0:50:29	乾式貯蔵建屋をSCCとしてるっていうのは、
0:50:34	この壁の部分の話だけということでしょうか。
0:50:41	それとその間接支持っていうのとの関係についてお願いします。
0:50:49	宇宙電力売上でございます。
0:50:51	今ご指摘いただきました、耐震クラス別施設表といいますのは、別記2に基づいた耐震重要度分類を主要設備に置きまして、それに対する
0:51:07	間接支持が主建屋であるというのを述べたものになってございます。
0:51:12	したがいまして、先ほどの注記につきましては、私が先ほど述べました通り、遮へいのところは、B層の区分として機能を持っていますので、遮へいに対してCと位置付けた上で、
0:51:27	DBのその遮へいに対する間接支持ということで、建屋自体をSCで設計するということを記載した表になってございまして、
0:51:39	したがいまして、自体は別記2に基づいた
0:51:43	表になってます。結果としてSCで設計をするんですけども、先ほど来出ております。
0:51:50	耐震時開放装置をCとしない周辺施設に対して、
0:51:54	Cクラスの地震力を準用して設計するというのが、
0:51:59	ちょっと趣旨が違う。
0:52:01	SCCのも記載になってございますので、
0:52:04	ちょっとここで欠けてるかって言われると、
0:52:07	やっтерることと同じなんですけどもかきっかりとは言えないのかなと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:12	以上です。
0:52:15	はい。規制庁のカイダです。わかりました。
0:52:19	結局今先ほど来のお話では、別件に従えば、クラス問わず、Cクラスを求めているというような、
0:52:29	ことになってまして、この表はちょっとそれとは別記4とは別の位置付けの記載ということで、
0:52:37	この点を確認しました。
0:53:00	規制庁ナイトウですけども。
0:53:03	何となくわかったような気がするんだけど、
0:53:08	別記2、
0:53:10	もう
0:53:15	通常のDBとしての要求の部分と、
0:53:19	遮へい容器に対する金で
0:53:23	別記4としての
0:53:27	兼用キャスクを固縛する方式での要求はそれぞれ違うことを言っているんだけど、もう
0:53:39	建屋、
0:53:41	は、
0:53:42	耐震何クラスで設計されてるんですか。
0:53:50	建屋は耐震何クラスの地震力があってもいい指示できるような設計となっているんですか。
0:54:01	九州電力ヤギでございます。ナイトウさんもおっしゃった今、
0:54:06	後に言われたことが正しいかなと考えてございまして、
0:54:10	時部の
0:54:12	もう直接支持構造物から伝達される荷重を受ける。
0:54:19	鉄筋コンクリート製の建屋については、それ自体に安全上の機能はないが、cしてる機能の持つ安全機能を阻害しないことが要求されると。
0:54:30	従って、間接支持機能については、安全上の機能からの重要度については規定しないものとするが、地域作り設備に適用される地震動適応した場合にも、安全機能が阻害することがないことを確認する必要がある。
0:54:49	ということで、間接支持としましては、同じ名前がSにもBもCにも出てくるのは、日指示に対して間接支持をしていくという観点から、それぞれ出てくることになってございますので、
0:55:04	CCFのものに適用する地震動でもつように設計するっていうのが、おっしゃる行為かと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	えっとね、条文解釈、規制庁に対する条文解釈聞いてじゃなくて、それらを踏まえた上で、
0:55:22	PARてやって、
0:55:24	建屋のところの基礎の支持で、
0:55:27	その趣旨です。なにになにに耐えられるような設計とするという方針になってるんですか。
0:55:40	継電器書かせている既存のCにつきましては、S _s でもつように設計しております。
0:55:49	規制庁ナイトウですけども、いや、だからじゃあそれCクラスの静的地震力に耐えられるような設計は見えていないってことですか。
0:55:58	ということで確認したけど、見ていますって話だったんだけど、見ていないんですか。
0:56:06	岩片カワチです。両方見ておりましてS _s に包絡されると。
0:56:12	ということで評価しております。
0:56:24	ちょっと規制庁ナイトウですけども、1と2通これ通常のSクラスのものと同様のかけ方が違って、通常のSクラスのものについては、静的地震力等、
0:56:39	S _s による動的荷重の大きいほうに耐えられる。
0:56:43	になってるんだけど、
0:56:45	この
0:56:46	気乾式キャスクのやつは、
0:56:49	どっちも。
0:56:50	大きい方ではなくてどっちもかかっているんですよ。
0:56:55	そこ認識されてますか。
0:57:05	作業をしております。
0:57:07	九州電力のカワチです。はい。条文を読んでいきましてそのようなでございまして、
0:57:17	その認識を踏まえまして、S _s でもされるという評価をしております。
0:57:33	規制庁ナイトウですけども、SEする包絡されるということの結果どこに書いてある。
0:57:43	経費になるわけです。今、見、
0:57:47	評価については記載はしていない状況でございます。
0:57:54	手帳ナイトウですけども、これ
0:57:57	ここの書き方がすぐ多分混乱している原因だと思って、TS016の
0:58:04	e等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:08	三つの 48 のところで三条の適合性の設計方針のところについても 1 については、
0:58:14	基準地震動による地震力が作用した場合においても接地圧に対して十分な支持力を有する地盤に設置する。
0:58:23	としか書いていなくて、
0:58:35	条項であるのであれば、
0:58:37	ちゃんと計算してあるのであれば、Cは収支に包絡されることから、
0:58:43	イトウSsにAOよう重心支持盤に設置する。
0:58:50	と言わなきゃいけないんだけど、もしくは両方C、
0:58:55	及びSs、
0:58:57	条文を昔ていくかなんだけど、
0:59:07	要求に対して、
0:59:09	どうしてますというところが、
0:59:12	なんかあんまりしっかりと書けてない。
0:59:16	皆、Ss機能維持に係るものについては、間接支持構造物であるからという頭の中で、みんなそういうトーンで書かれちゃっていて、ちょっと監視固縛する乾式キャスクの場合の
0:59:34	要求の書き方がちょっと特殊になってるんだけどそこは反映し切れてないように見えるんですけど、そういう理解でいいですか。
0:59:45	はい、木嶋カワチです。おっしゃられる通りだと。
0:59:50	思いますので、
0:59:55	こっちの 1-48。
0:59:57	につきまして、
1:00:00	Cが包絡されるなど、ちょっと
1:00:03	記載については検討したいと思います。
1:00:47	規制庁サグチですけども、ちょっともう 1 点教えていただきたいくて、他の資料なんですけど、
1:00:54	所このTs-016 の
1:00:59	8(3)1 の 48 億円と同じなのか。
1:01:03	ここのそれぞれ第三条の
1:01:07	適合のための成果、
1:01:11	経営方針で 1 について、次のページについて 3 についてそれぞれあるんですけど、
1:01:17	これの書き出しが、
1:01:20	使用済み燃料乾式貯蔵容器を設置する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:24	使用済み燃料、
1:01:27	乾式貯蔵建屋について、
1:01:30	っていう
1:01:31	みんな、
1:01:32	についても3についても、建屋についてなんですけど、
1:01:37	これは、
1:01:39	なぜ、建屋だけでいいのかっていうのはどっかでわかります。おそらくこれが固定されているからっていう
1:01:49	話だったと思うんですけど。
1:01:52	今あくまでもこれ文章だけ見ると設置するっていうだけで、
1:01:59	あくまでも対象は建屋だけについて、
1:02:04	で書かれていると思うんですけど、そういう理解じゃないんですかちょっとここを教えてください。
1:02:14	九州電力のカワチです。そう。はい。
1:02:18	ここで設置すると書いてますけど、
1:02:23	審査資料上は固定するとして、陽極固定する建屋について評価するという方針でございました。
1:02:31	設計方針については設置するという。
1:02:35	表現にしていると。
1:02:38	いう状況です。
1:02:56	昨日
1:03:01	何ていうんですかね、寄付基本この貯蔵容器に対して、
1:03:06	って言うんだったらわかるんですけど。
1:03:08	今の書き方だと、
1:03:11	建屋についてしかやりませんよという、
1:03:14	ようなふうに読める。
1:03:17	と思ってちょっとお聞きしたんですけど、あえてこれは、
1:03:23	その容器を設置する貯蔵建屋についてと書かれた。
1:03:28	理由というのか、
1:03:31	書きぶりだけなのかもしれないんですけど、ちょっとそこ。
1:03:35	教えていただけますでしょうか。
1:03:39	九州電力のカワチです。上の四角の
1:03:44	条文については
1:03:47	兼用キャスク、
1:03:49	について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:51	変形した場合の
1:03:54	安全機能を損なわれるおそれがない地盤等について評価するということで、兼用キャスクに関する条文でございますので、金をCHASTEである
1:04:05	諸外国PIについて、
1:04:07	書くべきところなんですけれども、あくまで地盤の
1:04:13	設計方針については、要求を
1:04:17	固定する固定式で固定するなり、
1:04:21	固定して評価建屋を評価するということで、
1:04:27	今ちょっと固定という言葉は使ってないですけど設置するという。
1:04:31	一定評価式建屋の地盤を評価するという方針でございます。
1:04:41	はいサグチです。また文京カワチさんから、
1:04:45	10017の方でしたっけ、何か最後の方にそういった固縛してるということがわかるような記載にしたっていうところがあったと思う。
1:04:56	もって、それと同じ。
1:04:59	基本的には同じということによろしいんですね。
1:05:04	はい。同じでございます。
1:05:08	はいサグチです。わかりました。ありがとうございます。
1:06:26	規制庁サグチですすみませんまたちょっと細かいことで、それにさ、さらに
1:06:32	おんなじところも、
1:06:34	8-(3)-1の50から今度は4、4条のための適合
1:06:39	ということで、こちらはさっきと違って実は使用済み燃料乾式貯蔵施設と、
1:06:48	書かれていて、
1:06:52	その三条と四条せ、さっきの建屋というのと、
1:06:58	この貯蔵施設と四条で書き分けられているっていうのは、あえてこれは書き分けられてるんでしょうか教えてください。
1:07:58	九州電力ヤギです。
1:08:00	四条側の行きましては、
1:08:04	乾式貯蔵施設はっていう。
1:08:07	用語の定義の中には、周辺施設も含んでございますので、建屋も入ってございますが、
1:08:14	施設のうちに対して、重要度分類をSBCに分類し、
1:08:21	設計を行うという文章になってございます。でもSBC分類する場合には、先ほどらい出てございますが、機能を考えた上で分類し、
1:08:32	設計するという内容になりますので、
1:08:36	そうなりますと、建屋っていうのはこの中には分類上もないということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:43	ちょっと設置位置について三条が位置についての文書をそういう意味で書き分けさせていただいたという意図がございます。
1:08:55	はい。サグチです。あえてここは書き分けられているというお話でしたけれど、
1:09:04	ちょっとよくわからないんですけど、この乾式貯蔵施設っていうのは、
1:09:11	周辺施設も当然入るので、この乾式建屋も当然入ってるものと思うんですけど。
1:09:18	むしろこっから
1:09:19	貯蔵施設のうちの建屋を抜いているという、そういう理解でよろしいですか。
1:09:43	四条九州電力ヤギでございます。四条側の位置についての説明からあえて建屋を抜いているという意味ではなくてですね、なって、貯蔵施設の中で機能に応じてSPCを分類するというふうになってございます。
1:10:00	対策で基本的な条文に書かれているものに
1:10:06	合うような形で記載されているという理解でよろしいです。
1:10:16	はい。九州電力ヤギでございます。おっしゃる通りでございます。
1:10:22	はいサグチ先生ありがとうございました。
1:11:15	規制庁クマガエですのでちょっとその施設周辺施設と建屋の関係、
1:11:21	概念的にちょっと教えてもらいたいんですけども。
1:11:25	基本的には周辺施設の中には建屋とか、
1:11:30	容器の蓋間圧力計等もそんないろんなクレーンとかですね、天井クレーンとかいろいろ入ってるかと思うんですけども。
1:11:36	その周辺施設っていうのは全部その貯蔵建屋、
1:11:40	の中辺りですねその貯蔵建屋に、
1:11:44	伏角の
1:11:47	中にとかですね、そこに設置されていて、調査建屋とまた別のところに何か設置されるような周辺施設っていうのはあったりするんでしょうか。特にないんでしょうか。
1:11:56	念のための確認です。
1:12:04	電力のカワチです。建屋外に設置する周辺施設はございません。
1:12:13	はい、ありがとうございます。
1:12:24	九州電力のカワチです。周辺施設の定義につきまして、
1:12:29	PS016 の資料の
1:12:32	一番後ろのページ。
1:12:36	8-(3)-4-16 ページ、こちらに周辺施設の施設、
1:12:42	周辺施設を構成する

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:45	ものを記載しておりますけれども、こちらは建屋内にすべておさまっているものでございます。
1:13:21	規制庁ナイトウですけれども、確認なんだけど、今説明を聞いてて、
1:13:27	理解して、
1:13:29	多分そういうことを言われてるんだという言い方したんだけど、
1:13:32	立っていたって指示
1:13:38	については、
1:13:40	別記 4 で、
1:13:46	は、四条、
1:13:48	別記 4 の 4 条 1 項、
1:13:52	2 号に基づくCクラスに適用される地震力を準用するという。
1:14:01	来E基準要求等、
1:14:04	立地に基づいて遮へいを 3 併記を設けること。
1:14:09	それから、遮へい平気でCクラスのっていったって、Cクラスの間接支持構造物としての建屋の基礎としての
1:14:19	Cクラスの支持をできるという要求が二つかかかっていったって、結果として同じCクラスだった。
1:14:27	の地震力だからCクラスに耐えられるような設計とする。
1:14:33	という方。
1:14:34	基準要求。
1:14:37	対応という、そういう設計になってるという理解でいいですか。
1:14:45	九州だけでございますご理解の通りでございます。
1:14:49	規制庁の伊藤です。そうすると、それが多分、この三条の設計方針のところとか、全体の部分のところ、
1:15:01	書ききれてないっていうふう
1:15:04	に見えるんだけどそういう理解でいいですか。
1:15:10	九州電力ヤギでございます。はい、おっしゃる通りでございます。
1:20:14	PCとナイトウですけれども、
1:20:19	こっこの
1:20:21	(3)の 4-11 とか、
1:20:24	4-10、Non
1:20:29	16 を見て思ったんですけど、
1:20:33	使用済み燃料乾式貯蔵建屋等、
1:20:38	基礎は、
1:20:40	Traits

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:43	別設備。
1:20:46	2 分類上しているんですか、これ。
1:21:07	紀州電力のカワチです。はい。別。
1:21:10	設備になりますけれども
1:21:13	地盤工の評価につきましては、建屋の基礎という意味合いで建屋、
1:21:20	に固定するという表現で説明しております。
1:21:30	規制庁ナイトウですけれども、よくわからないんですけども、別にしている。
1:21:37	分類上ね、種類のところで、4-16 ページのところで、周辺施設を貯蔵建屋等、
1:21:47	基礎、
1:21:48	別にしているから、
1:21:53	逆に言うと、
1:21:55	基礎は基礎で打ってあって、周りに
1:22:01	建屋は別途基礎を打っててもいいという種類分類になってんだけど、
1:22:09	この種類分類でいくと、使用済み燃料乾式貯蔵建屋の基礎等、
1:22:15	監視、
1:22:19	乾式貯蔵容器を、
1:22:21	固定する基礎は別。
1:22:26	未
1:22:27	分類。
1:22:28	というふうにも読めちゃうんだけど、
1:22:34	違う。
1:22:36	多分違うんだよね実際にやってることはね。
1:23:04	九州電力カワチです。
1:23:09	回動なかってなんですけど、結論は建屋の基礎と、ここで書いてある基礎はいなんですけど、ガイドの中でも基礎等は周辺施設のうち、
1:23:21	県をキャスクや貯蔵建屋等を支持する直接基礎や区域外の構造物をいうということございまして、建屋の
1:23:30	基礎に今回のキャスク
1:23:33	を固定する、
1:23:36	ということでちょっと 46 ページには記載をかけてますが基礎＝基礎であります。
1:24:46	規制庁ナイトウですけれども、建屋の基礎が、
1:24:50	貯蔵容器の固縛をする基礎であるっていうところはどこで読む読めるの。
1:25:51	九州電力の和智です。今書類の書類上読めるものはございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:02	規制庁においてですけど、だからさっきのどっか容器を設置するの設置でいいんですかって話にも関係するんだけど、
1:26:15	いや、端的に言うとねQsを基礎で乾式キャスクの基礎だけを分離した形で置いてその外にE建屋としての基礎、切り離した形で置いても、設計上は成り立つんだけど、
1:26:30	その一体のものですっていうところをどこで読めるのかなっていうのが、
1:26:35	にも読めない。
1:26:39	はい。珪質に関わって今はちょっと読めませんので、
1:26:44	その要求をちょっと
1:26:46	記載については、
1:26:48	検討したいと思いますが容器を設置する。
1:26:52	建屋の機器、
1:26:54	基礎だとか、ちょっとそういう、
1:26:57	ちょっと検討したいと思います。
1:27:07	きちっとナイトウですけども、わかった。文言はちょっと検討してもらわなきゃいけないと思うんだけど、やろうとしていることは、当乾式兼用キャスクは課題で固定して、
1:27:22	課題を基礎ボルトで、
1:27:28	容器を設置する建屋の基礎に固定する。
1:27:32	ということをやっているとそういう理解でいいですね。
1:27:36	経費で確定さはい、その通りでございます。
1:33:58	規制庁クマガエです。支持力のところなんですけども。
1:34:02	提出 015 の
1:34:04	6(3)の 76 の
1:34:06	4 ページのところ、
1:34:09	PG6 についてはですねと。
1:34:11	基礎地盤費として、
1:34:13	佐賀またはサグチ及び頁岩のB級以上の岩盤で構成されておりと、
1:34:19	していて、
1:34:20	まさに地震時最大
1:34:22	接地圧が云々であり、十分な支持力を有していると書いてあるんですけど、これ、
1:34:27	地震時最大接地圧っていうのは
1:34:30	Bq以上の岩盤の
1:34:33	ところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:34	最大接地圧が発生してるってということでよろしいんでしょうか。
1:34:38	これ、例えば後ろの
1:34:41	7.6. 7.4 の図面とかで、
1:34:46	見ると、
1:34:50	必ずしもすべてが
1:34:52	B級岩盤、
1:34:54	でもないようにも見えるんですけど、
1:34:57	確かに、
1:34:58	主として、
1:34:59	砂岩及び頁岩かもしれないんですけども。
1:35:04	建物の端部という話この方とかっていうのは、
1:35:12	ちょっと一部違うところもあるかもしれないんですが、
1:35:15	最大接地圧ってのはどこで発生してるのかとかってわかります。
1:35:28	九州電力のカワチでⅡA
1:35:31	市最大市場が発生してますのは、
1:35:35	7-6-13 ページの
1:35:41	7-6、7-4 図になりますけど、Y面で行きますと、左端部、
1:35:48	。。。。。。です。
1:35:54	Bq岩盤のところで、最大支持力が発生しており、
1:36:05	成長クマガエそのXだめよりも、じゃなくてY断面のほうが、
1:36:12	最大接地圧としては大きいものが出たということよろしいですか。
1:36:21	はい。経費にかかる係数はいい。
1:36:25	あの通り、Y断面の方で最大接地圧が出ております。
1:36:34	はい、ありがとうございます。
1:36:37	それで、
1:36:38	あとこの建屋っていうのはすべてそのマンメイドロックを介して岩着する設計と いうことで、マンメイドロックをすべての
1:36:46	その建屋の下のところマンメイドロック、
1:36:50	全部覆ってるっていうような、
1:36:51	設計でよろしいでしょうか。
1:36:54	会計士の関係性はいい、そのような設計でございます。
1:37:00	はい、ありがとうございます。
1:38:46	規制庁タニです。ちょっと資料のマスクングのことで聞きたいんですけど。
1:38:52	さっき説明された断面図、
1:38:56	これ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:58	Ts015 の
1:39:00	後ろから 444 万見込んだ断面図全体に来マスクングかかっているんですけども、これ会合資料だったら何か名とかだっけ。
1:39:13	だったと思うんですけど。
1:39:16	これはマスクングが必要ってことなるんですが、例えば次の速度断面図だとかも。
1:39:23	そうなんですけど。
1:39:38	九州でカワチです。審査資料ではですね、公明だけにしておりますけれども、
1:39:47	新申請書としては、これまでちょっと全体をマスクングしてたっていうのはありまして、審査資料につきましてできるだけ
1:39:56	公開したほうが良いということで、
1:40:00	公明だけにしてますが、申請書につきましては、これまでのちょっと
1:40:06	御と合わせて、
1:40:08	全体を確認してマスクングするようにしています。
1:40:39	規制庁等にです。
1:40:41	これまでどう、これまで通りってということで説明聞きましたけど、これ出したら、何か
1:40:48	不都合があるんですか。
1:40:52	決してなかったわけです。
1:40:54	いえ、不都合は、
1:40:56	もう、これまでの
1:41:00	規制規則の
1:41:03	ONというか、それだけでございます。
1:41:08	はい規制庁投入するちょっと我々も感確認してみますけど、
1:41:16	戻して問題ないんだったら、出していただいたほうが良いのかなと思ってますので、その辺検討ください。
1:41:24	はい。検討いたします。
1:42:41	規制庁クマガエすみません、もう 1 点私の方から確認させてもらいたいですけど、斜面の安定性のところなんですけども。
1:42:50	資料Ts015-6(3)-7-6-6 のところなんですけれども、
1:42:56	これ、
1:42:57	7.6. 8 のところで、
1:42:59	対象とする斜面は
1:43:02	対象施設と斜面周辺斜面の離隔距離、
1:43:06	斜面規模及び斜面の性状に基づき抽出するってある所斜面規模及び

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:11	斜面の性状というのは、これは具体的にはどんなことを指しているのかって、
1:43:16	ご説明いただけますか。
1:43:23	九州電力のカワチです。斜面、
1:43:27	規模及び斜面の性状につきましては、審査資料にもございましたけど斜面高さ傾斜。
1:43:38	といったものでございます。
1:43:44	規制庁クマガエです。
1:43:46	それは斜面規模っていうのは、
1:43:50	斜面の高さと、
1:43:52	ということをおっしゃってるってことで、
1:43:56	斜面図それぞれどういったことなんでしょうか。
1:44:11	傾斜変換のカワチする斜面規模につきまして、
1:44:15	斜面の高さでございまして、斜面の性状が
1:44:21	急勾配かどうかっていうことで斜面、水平面となす角度、あと、
1:44:26	審査資料に書いてますけれども、どういった地質で構成されているかといったところでございます。
1:45:00	規制庁宛ですけどもう1回確認なんですけど、これ斜面の性状に基づき抽出するってなっていて、地質の状況とかは解析をするときには考慮するけど抽出にも考慮してるんですか。
1:45:17	いや、この斜面の性状に基づき抽出ですね、この斜面の性状とは何ぞやっているとかなんですけど。
1:45:32	市内のカワチです。すいません。基本的にはもう斜面の
1:45:37	角度傾斜でございまして
1:45:40	Checkについては3参考としております。
1:45:43	で、既設の条件には入りますね。
1:45:51	規制庁ナイトウですけども、きつとね。
1:45:54	審査資料上は、
1:45:57	Eとね、斜面の性状が高さと角度と地質って書いてあるんですよ。
1:46:10	Dcc舟状を
1:46:16	お願いし、
1:46:17	申請、
1:46:20	資料上は、
1:46:23	斜面との位置のところで斜面の性状等、離隔距離でスクリーニング結果になって斜面の性状が、
1:46:31	高さ角度地質になっている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:37	RI
1:46:39	ここの
1:46:43	記載が、
1:46:45	離隔距離と斜面規模と斜面の性状に基づき抽出する。
1:46:52	となっているんですけど。
1:46:57	離隔はわかるけど、
1:47:00	斜面規模及び斜面の性状、
1:47:03	とは、
1:47:04	何だろう。
1:47:06	だからここいん説明資料上に基づけば、
1:47:11	斜面の性状が高さと角度と地質になっていて、しゃべん規模とは何ぞや。
1:47:19	さっきの説明では斜面規模が記載上は高さとかそういうものです。
1:47:24	という話になると、斜面規模と斜面の性状を、説明資料上の斜面の性状を
1:47:34	分離しましたというのであれば、どれとどれに当たるのかなっていうところなんですけど。
1:47:47	九州電力のカワチです。
1:47:51	今の審査資料等ちょっと指針って、文章があってませんので、ちょっと
1:48:01	どちらをして、
1:48:03	下をちょっと
1:48:04	適正かつ周と思いますが、斜面希望は高さ、
1:48:09	いうことを残すと考えてますが、
1:48:12	新文書のほうも証券審査資料と合わせると検討したいと思います。
1:48:24	規制庁あもしも、規制庁のカイダですが、
1:48:32	規制庁のカイダです。今の前ちょっとだけ確認なんですけど正常に地質が入っているとかっていう説明は、
1:48:39	例えば審査資料でいうと、前カイダとのスクリーニングに用いた参考資料で、
1:48:47	125 ページとかで、
1:48:51	土砂の到達距離を検討する際に、表土とか宝石ドとか強風化のところに赤枠があって、
1:48:59	何かそれを対象に到達距離を検討したってというような、
1:49:05	ところがあるんですけど、そういったところは何ていうか、意識したとかそういうわけじゃなくて今おっしゃったように、
1:49:14	なんかやっぱりちょっとそこがあると思います。そういう
1:49:17	認識でしょうかという1点だけ確認です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:36	聞いているかのカワチです。おっしゃられますカイダさんおっしゃられますようにもともとは意識してどういった地質かということに記載はしてましたけど、現在の評価では
1:49:49	家地にかかわらず、斜面高さ、
1:49:54	及び斜面核と離隔距離に基づいて、種々評価するようにしていますので、
1:50:04	現在高さ、地質の情報は三坑、
1:50:09	程度
1:50:10	硬質な岩盤で斜面であっても、
1:50:15	活動、
1:50:17	高さ離隔距離で評価するようにしております。
1:50:22	規制庁の開催がわかりましたじゃその辺りを踏まえて、記載のほう、修正等をお願いします。
1:50:35	了解いたしました。
1:51:32	規制庁クマガエです。
1:51:34	はい。いろいろと今日確認させていただきました。ありがとうございます。大分時間も過ぎてますので、そろそろ
1:51:41	ヒアリング終了したいと思いますけども、
1:51:45	九州電力さんから何か確認したい点等あればお願いいたします。
1:51:54	やっぱカワチです。うん。特に、
1:51:57	ございません。
1:52:01	規制庁クマガエです。はい、では、今日またいろいろ幾つか確認させていただいてですね、
1:52:07	資料直すという話もありましたので、そこについてはお答えをいただきますようお願いいたします。
1:52:13	それではこれにて本日のヒアリング終了いたしたいと思います。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。